

境界確認申請に当たっての注意事項

境界確認は、申請地と道路・水路等の公物の用に供されている土地との境界について、相互に意志の確認を行うものであります。そして、境界の確認が成立した場合にその確認内容を将来にわたって明確にするため、境界確認書の取り交わしを行うこととなります。

以上の趣旨をご理解され、申請にあたって下記事項に十分ご留意ください。

1. 境界確認を申請する方は、次の要件を具備していなければなりません。
 - (1) 申請地の所有権を有しているか、所有権者から委任を受けていること。
 - (2) 未成年者については親権者または後見人、準禁治産者については保佐人の同意を得て行い、また、禁治産者については後見人が代わって行うこと。
2. 前記1(1)の委任の例は、おおむね次のような場合です。
 - (1) 測量士・土地家屋調査士等に境界確認に関する事務を委任するとき。
 - (2) 共有地について、一部の共有者が他の共有者に委任するとき。
 - (3) 遺産分割がされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき。
3. 申請書には実印で押印し、次の図書を添付してください。
 - (1) 位置図・・・縮尺1/10000の地図
 - (2) 案内図・・・代表的目標物から現地までの経路を示すもの
 - (3) 公図の写し・・・法務局備え付けの公図を複写したもので、複写年月日及び複写した人の氏名を記載したもの
 - (4) 土地所有者一覧・・・申請地の隣接地等の所有者の住所・氏名を記載した一覧表
 - (5) 登記事項証明書・・・申請地の登記事項証明書で、申請日の3ヶ月以内に交付を受けたもの
 - (6) 印鑑証明書・・・申請日の3ヶ月以内に交付を受けたもの。なお、委任をした場合には、委任者(申請人)の印鑑証明のほか、受任者の印鑑証明書も添付する
 - (7) 委任状・・・実印で押印したもの
 - (8) 戸籍謄本等・・・相続の場合、土地登記簿から所有権者が誰であるか不明のときに添付する
 - (9) その他参考資料・・・境界確認するうえで参考となる申請地及び隣接地の実測図・法務局処理済の地積測量図・古図及び地引図等の資料があれば添付する
4. 境界確認する財産に公物管理者が他にある場合、申請人は、町長に境界確認申請することを、事前にその公物管理者に知らせてください。
5. 同時に立会いが必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係者、他の公物管理者及びその他参考人等に対する立会い依頼については申請人が行ってください。
6. 境界確認が成立した場合は、境界確認書の取り交わしを行いますので、申請人は、速やかに確認が成立した境界に基本点・曲り点を明示した図面(申請地の実測図等に明示するとともに座標により処理して座標値を明記したものが望ましい。)を添付した境界確認書に実印で押印し、上記図面と割り印のうえ2部提出してください。
7. 境界杭は、境界確認書の取り交わしを行った後、速やかに長瀬町建設課と立会いのうえ設置してください。
8. 境界確認の結果、地図訂正等の登記を行う必要がある場合は、その手続を行ってください。
9. その他、疑義がありましたら、建設課にお問い合わせください。